

最高裁判所(第三小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

令和3年12月21日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年4月14日判決、本資料271号-46・順号13548)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、令和2年2月19日判決、本資料270号-22・順号13382)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法第318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年12月21日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 宇賀 克也

裁判官 戸倉 三郎

裁判官 林 道晴

裁判官 長嶺 安政

裁判官 渡邊 恵理子

当事者目録

| | |
|-----------|----------|
| 申立人 | 株式会社A |
| 同代表者代表取締役 | 甲 |
| 同訴訟代理人弁護士 | 鳥飼 重和ほか |
| 同補助参加人 | B |
| 同代表者代表理事 | 乙 |
| 同補助参加人 | C 農業協同組合 |
| 同代表者代表理事 | 丙 |
| 相手方 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 古川 禎久 |
| 同指定代理人 | 川野 英彦 |